

第七章 月島に於ける離婚

第一節 一般状況

大正六年中月島全島に於ける離婚總數は一八件であつて、前年と比すれば一件の増加であるが、大正二、三年に比すれば減少を示してゐる。同年末の現住人口千に付き〇・五五に當り、四年間平均に比し〇・一四の減少を示してゐる。之を京橋全區及び東京市一般に比するに、遙かに低い。又婚姻數に對する離婚數の割合を見るに、婚姻千に付離婚九八・四であつて、四年間平均に比し二五・七の減少を示してゐる。之を京橋全區及び東京市一般に比するに、著しい低位にあることを見るのである。總體に月島にては離婚少く、且つ最近減少の傾を認むることが出来る。其處には大正二、三年と大正五、六年とに於ける同地の經濟的關係の相異が多大の原因として働くものあるを感じ得られまい。

(A第五五表参照)

之を島別に見れば、佃島最も高くして、月島最も低い。(A第五六表参照)

第二節 離婚種別

四年間に於ける離婚を種類別と爲し、總數に對する割合を見るに、妻が夫の家を去る離婚は九〇・五九%、夫が妻の家を去る離婚は一八・二四%，双方娘家に留る離婚は一・一八%であつて、第二者、第三者の割合は略々等しく、夫の家を去る離婚の割合が最も高い。

第三節 離婚と月

四年間に於ける離婚を月別として見るに、三月最も多く、一六・四七%を占め、之に次ぐは六、十二の三月であつて、何れも一〇・五九%を占めてゐる。最も少き月は一月であつて、二・三五%，八月の三・五三%は之に次いでゐる。之を大正六年に於ける狀態と比較するに、三月と六月とに於いて高位を占めてゐる點は同一であつて、八月が最低位を占むる點も共通である。之を大正六年に於ける東京市一般と比較する時は、東京市一般にては十二月が最高位を占め、四月が次位にあるのであつて、其の順序を逆にしてゐる。而して六月、十月は東京市一般にては比較的低い位置を占めてゐる。

(A第五八表参照)

第四節 離婚と年齢

夫妻、夫々の年齢によつて四年間の離婚を分ち、各年齢に於ける其の割合を檢するに、夫にあつては、三十歳乃至三十五歳最も多く二七・〇六%を占めてゐる。之に次ぐは三十五歳乃至四十歳であつて二〇・〇〇%を占め、第三位は二十五歳乃至三十歳の一八・八一%である。之を大正六年に於ける東京市一般の状態と比較するに、兩者その順位は同じきものがあるけれども、東京市一般と比して月島一

般は二十五歳未満にては二・八%低いが二十五歳乃至三十歳にては〇・八五%，三十歳乃至三十五歳にては一・二九%，三十五歳乃至四十歳にては〇・七四%高いのである。之れ月島が東京一般に比して、高年の男の離婚多きことを示すのであるけれども、蓋しそは此地の結婚が晩婚なるを語る一證であると思はる。(A第五九表A第六〇表の一及二参照)

妻にあつては、三十歳乃至三十五歳最も高くして二二・三五%である、之に次ぐは二十歳乃至二十五歳の一〇・〇%，二十五歳乃至三十歳の一七・六五%である。之を東京一般の大正六年の状態と比するに、其の順位を全く逆にして、東京一般にては、二十五歳乃至三十歳最高であつて、二十歳乃至二十五歳之に次ぎ、三十歳乃至三十五歳は第三位にあるのである。この事も亦、月島には東京市一般と比して高年の女の離婚多きを示すものであつた。これ又此地の婦人の結婚の晩きことを語るものとなすことが出来るのである。(A第五九表A第六〇表の一、二参照)

第五節 離婚と夫婦關係繼續期間

四年間の離婚者の夫婦關係繼續期間を見るに、満五年以下の者、總數の四四・七一%を占めて年々漸増の傾を示してゐる。而して大正六年に於ては五〇・〇%を占むるに至つた。併しながら之を同年に於ける東京市一般の有様と比すれば、なほ低きこと〇・八八%である。(A第六一表参照)

第八章 月島に於ける工場と其の労働者

月島に於ける労働事情に關しては、特に山名囑託の調査されし所であつて、其の結果は別項の報告に明らかである。故に茲には月島の工場の大體及び該工場に勤務せる労働者について、簡単なる統計的考察を試み、以て山名囑託の報告の補ひたらんと欲するのである。

第一節 月島に於ける工場

先づ月島に於ける工場數の最近に於ける發達を見んが爲めに、警視廳統計書に依るに、

A第四九號 月島に於ける工場數統計表

年 次	種 別	實 數	比 例		
			增加率(前年の百 に對する)	京 橋 區 に 於 ける 工 場 數 百 中	東 京 市 に 於 ける 工 場 數 百 中
大正 二年	同	一〇九	一・九五	一・九五	一・六
三年	同	一二四	一・九五	一・九三	一・六
四年	同	一三九	一・四五	一・九〇	一・八
五年	同	一四四	一・三六	一・九〇	一・八
六年	同	一四八	一・二三	一・九〇	一・九

即ち大正四年度に於て著しい増加を示してゐるのであるが、同年に於ては、月島のみならず、京橋

區全體も工場數の増加を來して、單に月島のみの著しき増加を語るべからざるものがある。然るに大正五年、六年となるに及んで、月島のみ獨り工場數の増加を見たことは、歐洲大戰が特に月島に於ける工業に有利の影響を與へたる結果ではあるまいか。

然しながらこれを更らに工場の規模を顧慮して考察し來る時は、月島に於ける工場の發達を一層よく知ることが出来るのである。

A 第五〇號 動力によつて分類せる月島諸工場表 (實數)

年次	動力種別					計
	汽罐汽機	瓦斯機關	電氣機關	石油機關	工無動力	
大正二年	八	一九	四九	一〇九	一一四	一三〇
三年	七	一六	五九	一四四	一二五	一三〇
四年	六	一四	四九	一三四	一三三	一三〇
五年	五	一三	三九	一三一	一三二	一三〇
六年	四	一二	二九	一三〇	一三一	一三〇
同	三	一一	二八	一三〇	一三一	一三〇
同	二	一〇	二七	一三〇	一三一	一三〇
同	一	九	二六	一三〇	一三一	一三〇
同	一	八	二五	一三〇	一三一	一三〇
同	一	七	二四	一三〇	一三一	一三〇
同	一	六	二三	一三〇	一三一	一三〇
同	一	五	二二	一三〇	一三一	一三〇
同	一	四	二一	一三〇	一三一	一三〇
同	一	三	二〇	一三〇	一三一	一三〇
同	一	二	一九	一三〇	一三一	一三〇
同	一	一	一八	一三〇	一三一	一三〇

A 第五一號 汽罐汽機使用工場比例

年次	增加率(前年に對しの)					京橋全區の斯種工場百
	大正二年	三年	四年	五年	六年	
大正二年	減	減	減	減	減	一五八
三年	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一四六
四年	一三六	一三六	一三六	一三六	一三六	一四七
五年	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一四八
六年	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一四九

A 第五二號 瓦斯機關裝置工場比例

年次	增加率(前年に對しの)					京橋全區の斯種工場百
	大正二年	三年	四年	五年	六年	
大正二年	減	減	減	減	減	一五八
三年	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一四四
四年	一三六	一三六	一三六	一三六	一三六	一四四
五年	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一四四
六年	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一四四

A 第五三號 電氣機關裝置工場比例

年次	增加率(前年に對しの)					東京全市の斯種工場百
	大正二年	三年	四年	五年	六年	
大正二年	減	減	減	減	減	一五八
三年	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一四四
四年	一三六	一三六	一三六	一三六	一三六	一四四
五年	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一四四
六年	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一四四

年 次	増 加 率(前年に對しの)	京橋全區の斯種工場百	東京全市の斯種工場百
大正二年	二〇・四	三七	一四
同三年	二〇・三	一五	一六
同四年	二九・六	一六九	一七
同五年	二七・二	二六四	二三
同六年	二六・四	一七	一八
大正二年	減 五九	一三	一〇
同三年	三二・三	一四七	一三
同四年	四六	一四八	一三
同五年	一四五	一四五	一〇五
同六年	一四五	一四五	一〇五
年 次	増 加 率(前年に對しの)	京橋全區の斯種工場百	東京全市の斯種工場百
大正二年	減 五九	一三	一〇
同三年	三二・三	一四七	一三
同四年	四六	一四八	一三
同五年	一四五	一四五	一〇五
同六年	一四五	一四五	一〇五

A 第五四號 無動力工場比例

右表によれば、石油機關及び瓦斯機關裝置工場は、月島のみならず東京市一般及び京橋區共に、其

の數を減じ行くものであることを知り得るのである。

無動力工場が月島には豫想以上に僅少にして、大正六年に於ては東京全市の無動力工場の僅に〇・五%を占むるのみである。尤も京橋區は一體に無動力工場の少き所であるが、月島に於ける工業がその性質上、無動力たるを許さざる種類のものなるによるか、もしくは初め無動力なりしもの漸く發達して動力を使用するに至りしによるか最も大なる原因であると思はる。

次に汽罐汽機を使用せる工場の數は、却つて減少の傾がある。而して東京市一般及び京橋全區に於ける斯種工場中にて占むる割合年々低下の傾向がある。これ大企業の集中を語るものではあるまい

か。

之に反して歲々著しき割合を以て増加し行くものは、實に電氣機關裝置工場であつて、其の増加の割合は京橋全區、東京市一般に於ける斯種工場の増加率を遙かに超過してゐるのである。

以上によつて見れば、月島の工場は其の大經營式のものにあつては、已に集中の傾を示して、數の増加は之を見ることを得ざるも、電氣機關による小中經營の數が著しく増加し來り、他種動力に改れるもの及び無動力工場は、大正二年末現在に比して、大正六年末現在に於ては何れも減少を示しゐるに拘らず、此の電氣機關裝置工場のみが目覺ましき増加をなし、四年間にして實に一三八・八%の増加を示してゐるのである。

今大正六年未現在に於ける各種工場一四八に就き、之を工業種類に分類する時は、

A 第五五號 月島所在諸工場種別表 (大正六年十二月末日現在)

一三四

工場種別	實數	比例 (全工場百中各種工場の占むる割合)			
		月島	京橋區	東京市	六七
織維工場	一〇三	二七	一九	三〇三	九三
機械工場	一〇五	二九	一七	三〇四	九三
化學工場	三〇七	三四	二七	三〇四	九三
飲食物工場	一〇五	二〇三	一七	三〇四	九三
雜工場	一〇七	二七三	三五〇	一〇一	三一
特殊工場	一〇一	一	一	一	一
計	一〇八	一	一	一	一

即ち月島の工場が約七割までも機械工場なることを知り得るのであつて、機械工場の全工場中占むる割合に於て、京橋全區に比し高きこと三八・六%，東京市一般に比するも高きこと三七・七%である。

然るに今此の機械工場一〇二を、その動力によつて分類すれば

A 第五六號 月島所在機械工場動力別表 (大正六年十二月末日現在)

動力種別	實數	比例 (全機械工場百中各種動力別工場の占むる割合)			
		月島	京橋區	東京市	一六
汽罐汽機工場	七	六九	五六	三四	一六
瓦斯機關工場	六	五九	四五	三〇	一六
電氣機關工場	一	八四	六三	三八	一六
石油機關工場	一	五九	四六	三六	一六
無動力工場	六	一	六二	三八	一六
計	一〇三	一	一	一	一

月島に於ける機械工場を東京市一般及び京橋全區の同工場と比する時は、先づ汽罐汽機工場の占むる割合の高きことを知り得るのである。次に無動力工場の割合の低きことも著しい點である。而して瓦斯機關装置の工場尙ほ依然として残り居れども、電氣機關装置工場に至つては其の割合は甚だ高く、實に八一・四% にまで達してゐるのである。

第二節 月島所在工場勤務の労働者

月島所在の諸工場に勤務せる労働者（月島居住労働者と混同すべからず）の數は警視廳統計によれば左の如くである。

A 第五七號 月島所在工場に於ける労働者表 (各年六月末日現在)

一三五

即ち月島に於ける工場に就いては前節に見たる所によれば、其の數は大正四年に於て著しく増加を示してゐるけれども、労働者の數は却つて減少を示してゐる。然るに翌大正五年に至つては、實に躍進的増加を爲しむることを見るのである。この事は已に前節にも述べたるが如く、大正四年に於ては月島のみならず、東京市一般、京橋全區共に工場數の増加を爲したるに、大正五、六年となりては、月島が特に當時の工業界の好況に影響されたことを語るものであつて、大正四年に於ては假令工場の數は増加したりといへ、其の内容はなほ小規模のもの少なからざりしもの、大正五年に至つて、一躍して其の内容の方面に著しい膨脹を爲したものであることが解るのである。

婦人労働者の割合は甚だ低くいのであるが、これは此地の工業が大部分機械工業であるといふことの爲めに寧ろ當然の事であると云はねばならぬ。然しながら大正五年度に至つて急激にこの割合を増加したことは、これ機械工場以外の雜工場に於ける事業の膨脹によるものも勿論あるのであらうが、又機械工場内部に於ける分業の發達が婦人に労働の機會を與ふるに至つた爲めによるものもあつたと思はれる。

A 第五八號
月島所在工場に於ける労働者年齢別表 (實數)

A 第五九號

一三八

A 第五九號 同 上(比例) 各年齢の占むる割合

年 次	年 齡 別	一二年未滿	一二一一六	一六一一〇	一一〇一五〇	五〇以上
明治四四年	一二年未滿	〇・二	〇・二	〇・二	〇・二	〇・〇
大正元年	一二一一六	〇・五	〇・五	〇・五	〇・七	〇・〇
同二年	一六一一〇	〇・三	〇・三	〇・三	〇・七	〇・〇
五年	一一〇一五〇	〇・一	〇・一	〇・一	〇・七	〇・〇
	五〇以上	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六
	計	五七	三七	三七	三七	三七

右に依れば、年に依つてその年齢の配分に殆んど差なきを見得るのである。而して二十歳乃至五十歳の階級實に七割四分より八割の間を上下して、幼少年工及び若年工に至つては甚だ少く、たゞ外に青年工(十六歳乃至二十歳)が一割五分を上下しゐるを見るのである。

尙ほ婦人労働者について、その年齢別を検するに、

A第六〇號 月島所在工場に於ける婦人労働者年齢別表(實數)

年 次	年 齡 別	一二歲未滿	一二一一六	一六一一〇	一一〇一五〇	五〇以上
明治四四年	一二歲未滿	一	三三	五	一三四	一
大正元年	一二一一六	一	二二	一六一	一一〇	一
同二年	一六一一〇	一	三三	五	一三四	一
五年	一一〇一五〇	一九九	三三	一七七	一四七	一三六
	五〇以上	五九四	一六	一四七	一三六	一三六
	計	六八六	五三三	三三三	二〇〇	一〇〇

A第六一號 同 上(比例) 各年齢の占むる割合

年 次	年 齡 別	一二歲未滿	一二一一六	一六一一〇	一一〇一五〇	五〇以上
明治四四年	一二歲未滿	〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五
大正元年	一二一一六	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五
同二年	一六一一〇	一九・四	二〇・四	二〇・四	二〇・四	二〇・四
五年	一一〇一五〇	二〇・五	二〇・五	二〇・五	二〇・五	二〇・五
	五〇以上	六三六	七三九	六三六	六三六	六三六
	計	六〇三	七三三	六三三	六三三	六三三

大正四年	〇五	一三〇	二七二	一四〇
同五年	〇五	一〇六	二六一	一〇六
大正四年	〇五	一〇六	二六一	一〇六
同五年	〇四	一〇六	二六一	一〇六

右表に依れば、年によつて年齢の配分に大差なきを認め得るのである。而して最も多くの割合を占むるものは、二十歳乃至五十歳であつて、六割より七割の間を上下してゐる。

然しながらこれを前の労働者總體の年齢別表と對照する時は、婦人労働者に於ては、年齢の低きものゝ方に割合が高くなりゐることを見るのである。即ち

今、更らに全労働者に對し各年齢階級中婦人労働者の占むる割合を見る時は、誠に面白き現象に接するのである。即ち

A 第六二號 月島所在工場に於ける婦人労働者年齢別表

(比例二) 全労働者に對し各年齢階級中婦人労働者の占むる割合

年 次	年 齢 別	一二歳未滿	一二一一六	一六一二〇	二〇一二五〇	五〇以上
明治四四年		一六七	二二二	一〇七	二二二	六九
大正元年		五七二	一〇七	三一三	一四八	二一
同二年		一〇七	二二二	一四八	七五	一九
		三一三	一四八	七五	二二	一九
		一〇七	一四八	七五	二二	一九
		六九	一四八	七五	二二	一九

同三年	八〇〇	一二九	六二	一〇三
同四年	二〇〇	二四〇	五六	四四
同五年	六三五	二四八	七八	三五
	三六七	二四八	七八	三五
	一四五	一四五	五六	四四

婦人労働者の占むる割合は、年齢の進むと共に遞減するものであることが解るのである。而して最近に於ては、何れの年齢階級に於ても、婦人労働者の分前の著しく増大せるを發見し得るであらう。

第九章 月島在住の労働者

前章に於ては、月島所在工場並びに該工場に労働する労働者に關する考察を試みたのであるが、本章に於ては、假令月島以外の會社工場等に通勤するにせよ、兎に角月島に居住しゐる労働者に就いて二三の觀察を爲さんと欲するのである。

第一節 所帶數及び人員

月島にては労働者の家族幾何あり、而してこの人員如何てふことは、戸口調査によつて其の結果を期待し得るのであるけれども、此れには甚だ大仕掛の調査を要し、本保健衛生調査の域外にあるものとして、遂に之を行ひ得ざりしことは、甚だ遺憾のことである。故に、此處には、他の數字を根據として、その上に推定を下すより外に方法が残されてゐないのである。

故て此の推定の根據としては、已に第二章第四節に於て述べたる材料を探らねばならぬのである。即ち、一は人口動態統計中、出産に表はれたる職業關係、二は同統計中、死亡に現はれたる職業關係であつて、三は月島第一第二の兩尋常小學校の四五六年の三つの年級の兒童一千百名に就き調査したる結果である。然るに前二者は人員類推の根據となり得るものであつて、第三のものは家族數推定の基礎となり得るものである。故に先づ前二者によつて、労働者人員の推算を試みたいと思ふ。

大正二年乃至六年の五年間に於ける人口動態統計中、出産の部より労働者に屬するものを抽出したるに、已に述べたるが如く、全體の四七・一%を占むるを知つたのである。又、死亡に於ては五三、四%を示してゐる。然るに労働者階級に於ては未婚者が他の階級に比して其の割合多かるべく、從つて出産の割合は労働者階級の全部に對しては低きものあるべきを考へ得らるゝのである。一方、死亡は労働者階級に於ては、その率高かるべきを考へ得るが故に、五三・四%は直ちに以て労働者階級の人員の割合には當り得ざるものある様であるが、其處には「二・三%といふ、「無業不詳」なる一部がある。これは實は労働者階級と認め得べきものなるが故に、彼此相計量して、全住民の六割を以て労働者階級と推定し得べしと信ずるものである(第二章四節参照)。然らば大正六年十二月末日現在の全島人口(東京市統計年表によれば、三三、〇一六、警視廳統計書によれば、二三、八一四、今この中央を取つて二八、四一五人の中約六割即ち約一萬七千人以上が労働者及び其家族であると云ひ得ると思ふ。然るに小學校兒童中月島在住兒童を調査して得たる結果によれば、労働者家族に屬するもの、實に全體の五六・四%であつた(第二章第四節参照)。今大正六年十二月末日現在の全島現住戸數(東京市統計年表によれば、九、三六二、警視廳統計書によれば、五、六五二、今この中正を取つて)七、五〇七につき、労働者家族を推算するに、約四千二百世帯を算し得るのである。今、之れに家族平均四・一五人(一四五頁参照)を當つる時は、人員一七、四三〇人を算するのであつて、恰かも出產及び死

亡の統計より類推したる結果と相合するものがある。

故に、大正六年末に於て月島には、約四千二百の労働者所帯と、約一万七千人の労働者階級の人々が現住しゐたることを推定せんと欲するのである。

第二節 労働者の家族形態

勞働者家族の状態を知らんか爲めに、家計調査に應じて家計簿の記入を爲したる四十の家族に就いて、之を觀察せんと欲するのである。實に四十はその數餘りに小であるけれども、全豹の一斑として大體の趨向を窺ふの便となり得るであらう。

第六三號 人質に依る勞働者所帶種別表(大正八年六月末日現在)

所帶種別	人數	百分比
二個人のもの	七	一七五
三個人のもの	八	二〇〇
四個人のもの	二	二七五
五個人のもの	五	三五
六個人のもの	五	二五
七個人のもの	三	七五
八個人のもの	一	二五
計	四〇	一〇〇

四人所帶のもの最も多く、二七・五%を占む、之に次ぐるは三人所帶である。

第六四號

所帶員	人員に依る 所帶種別
計 女 男	の二 人の もの
一四七七	の三 人の もの
三四三	の四 人の もの
四五五	の五 人の もの
五一五	の六 人の もの
三三八	の七 人の もの
三四七	の八 人の もの
八二六	計
所帶員 平均人 女の占む る割合	
四・一五	一六七
四五七八	九〇七六

この一所帶平均人員四・一五人及び女の占むる割合四五・七八%を、大正六年末日現在の警視廳統計の數（一戸宛人口四・二一人、女の占むる割合四五・三九%）と比較する時は、其の間甚だよく似たるものがある。仍て以上の四十家族は、比較的によく月島に於ける家族形式を代表せるものと見て差支なしと信ずるのである。

A 第六五號 所帶種別による勞働者所帶表 (大正八年六月末日現在)

即ち最大部分親屬所帶であつて、しかも七二・五%は夫婦所帶である。

次に世帶主との續柄を考ふるに、

A 第六六號

所帶主との續柄に依る労働者所帶員表 (大正八年六月末日現在)

所帶主との 續柄	所帶主	所帶主の妻	所帶主の兒女	所帶主の尊屬親	所帶主の卑屬親	他人	計
實數	四〇	四〇	六九	六	九	一六六	一〇〇〇
百分比	四・一	四・一	四・六	三・六	五・四	一・二	一・六六

所帶主、その妻及び兒女大部分を占めて、其他は全體にて一割を占むるに過ぎない。而して兒女の數は一所帶に付き一・七三人である。

配偶關係を見るに、

第六七號 配偶關係による労働者所帶員表 (大正八年六月末日現在)

配偶關係	有配偶者	未婚者	鰥寡	計
男	四〇	三八	四・二	九〇
女	四〇	三八	七・六	八〇

年齢別	一五二〇	二〇一二五	二五一三〇	三〇一四〇	四〇一五〇	計
百 分 比	一	二	一〇	一七	二三	一六六
實數	一	二	一〇	一七	二三	一〇〇〇
所帶主の比	一	二	一〇	一七	二三	一六六
所帶主の所帶主の比	一	二	一〇	一七	二三	一六六

其の年齢別を見るに、先づ所帶主夫妻は、
A 第六八號 勞働者所帶主夫妻年齢別表 (大正八年六月末日現在)

即ち所帶主には三十歳乃至四十歳のもの過半數を占め、所帶主の妻は二十五歳乃至三十歳のもの四割以上を占めてゐる。

所帶主の兒女は、

A 第六九號

労働者所帶に於ける兒女年齢表 (大正八年六月末日現在)

年齢別	〇一一	一二二	二二三	三二四	三四四	四五五	五六五	未満計	五一〇	一〇一五	一五二〇	計
實百分比	二九	二六	二六	五六	一三〇	七二	四〇六	四六四	一〇一	二九	一〇〇〇	六九
實數	二	八	四	九	五	五	三六	三三	七	二		

即ち五歳未満四割強、五歳乃至十歳は四割六分強を占めてゐる。

第三節 勞働者の種別

月島に居住する労働者の職業種別を知らんと欲して、月島第一第二小學校、四五六級在學兒童中月島在住の兒童一千百名に就き其の保護者の職業を調査し、其の間より労働者の家族を抽出し左の表を得たのである。

A第七〇號 月島第一第二小學校在學兒童中月島在住労働者
兒女より見たる保護者職業別表一(大正八年七月調査)

島別	職業種別	農業	漁業	鑛山業	工業	商業	交通業	公務	自由業	其他の有業者	不無詳業	計
實	佃島	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
新佃島		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
月島一號		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
月島二號		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
月島三號		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

數	月島二號	月島三號	計	一	一	一	一	一〇八	五	一〇	九	二三七
百 分 比	〇三	一	一	一	一	一	一	四九〇	三	一	一	一
實 數	二九五	一	一	一	一	一	一	四九〇	三	一	一	一
百 分 比	四七六	七六	一	〇三	九〇	二一	六六	六二	六二	一〇	一〇	一〇〇〇
實 數	二九五	七六	一	一	九〇	二一	六六	六二	六二	一〇	一〇	一〇〇〇
百 分 比	四七六	七六	一	〇三	九〇	二一	六六	六二	六二	一〇	一〇	一〇〇〇
實 數	二九五	七六	一	一	九〇	二一	六六	六二	六二	一〇	一〇	一〇〇〇
百 分 比	四七六	七六	一	〇三	九〇	二一	六六	六二	六二	一〇	一〇	一〇〇〇

右表に依れば、月島全島の労働者は、其の約八割は工業労働者であつて、約一割は交通業労働者なることを知り得るのである。

次に此等労働者を他の方面より觀察せんに

A第七一號 月島第一第二小學校在學兒童中月島在住労働者

兒女より見たる保護者職業別表二(大正八年七月調査)

勞働者種別	熟練労働者	不熟練労働者	合計
工場労働者	一	一	一
家内工業労働者	一	一	一
手工作業労働者	一	一	一
計	一	一	一
勞働者	一	一	一
家内工業労働者	一	一	一
手工作業労働者	一	一	一
計	一	一	一
勞働者	一	一	一
家内工業労働者	一	一	一
手工作業労働者	一	一	一
計	一	一	一
勞働者	一	一	一
家内工業労働者	一	一	一
手工作業労働者	一	一	一
計	一	一	一
勞働者	一	一	一
家内工業労働者	一	一	一
手工作業労働者	一	一	一
計	一	一	一

即ち之に依れば、熟練労働者の數甚だ多く、約四割を占むる有様である。而して熟練労働者の間に於ても工場労働者最も多く全労働者の約半數に亘んとして居る。手工作業熟練労働者即ち職人の割合が他

の地域に比しては遙かに低きこと此地の状況を語るものである。自由労働者の割合も亦、餘り高くはないのである。

第四節 勞働者妻と職業

労働者階級の妻が夫の主業の外に職業に従事し居るものありや否やを知らんが爲め、同じく小學校の四、五、六年男女生徒の中月島に在住し且つ両親を有するものについてこの状態を検したるに、左の如き結果を得たのである。

A 第七二號

月島第一第二小學校在學兒童中月島在住兒童の母の

職業表 (大正八年七月調査)

		夫の職業上の地位		妻の職業の有無		職業の有無		實數	
		大企業主	小企業主	職業なきも	職業あるも	職業なきも	職業あるも	計	計
比例	妻のみ	妻の職業なきもの有るもの	妻の職業あるもの	妻の職業なきもの有るもの	妻の職業あるもの	妻の職業なきもの有るもの	妻の職業あるもの	計	計
		100.0	100.0	八九・五	一〇・五	二九	七	八〇〇	八〇〇
		八九・五	一〇・五	八四・六	一五・四	二	四三	一八一	一八一
		一〇・五	一	七四・五	一	一	二三	五九	五九
		七四・五	一	七九・二	一	七	四三	一八二	一八二
		一	七	七九・二	一	七	二三	五九	五九
		七九・二	一	七九・二	一	七	四三	一八二	一八二
		一	七	七九・二	一	七	二三	五九	五九
		七九・二	一	七九・二	一	七	四三	一八二	一八二
		一	七	七九・二	一	七	二三	五九	五九
		七九・二	一	七九・二	一	七	四三	一八二	一八二
		一	七	七九・二	一	七	二三	五九	五九
		七九・二	一	七九・二	一	七	四三	一八二	一八二
		一	七	七九・二	一	七	二三	五九	五九
		七九・二	一	七九・二	一	七	四三	一八二	一八二
		一	七	七九・二	一	七	二三	五九	五九
		七九・二	一	七九・二	一	七	四三	一八二	一八二
		一	七	七九・二	一	七	二三	五九	五九
		七九・二	一	七九・二	一	七	四三	一八二	一八二
		一	七	七九・二	一	七	二三	五九	五九
		七九・二	一	七九・二	一	七	四三	一八二	一八二
		一	七	七九・二	一	七	二三	五九	五九
		七九・二	一	七九・二	一	七	四三	一八二	一八二
		一	七	七九・二	一	七	二三	五九	五九
		七九・二	一	七九・二	一	七	四三	一八二	一八二
		一	七	七九・二	一	七	二三	五九	五九
		七九・二	一	七九・二	一	七	四三	一八二	一八二
		一	七	七九・二	一	七	二三	五九	五九
		七九・二	一	七九・二	一	七	四三	一八二	一八二
		一	七	七九・二	一	七	二三	五九	五九
		七九・二	一	七九・二	一	七	四三	一八二	一八二
		一	七	七九・二	一	七	二三	五九	五九
		七九・二	一	七九・二	一	七	四三	一八二	一八二
		一	七	七九・二	一	七	二三	五九	五九
		七九・二	一	七九・二	一	七	四三	一八二	一八二
		一	七	七九・二	一	七	二三	五九	五九
		七九・二	一	七九・二	一	七	四三	一八二	一八二
		一	七	七九・二	一	七	二三	五九	五九
		七九・二	一	七九・二	一	七	四三	一八二	一八二
		一	七	七九・二	一	七	二三	五九	五九
		七九・二	一	七九・二	一	七	四三	一八二	一八二
		一	七	七九・二	一	七	二三	五九	五九
		七九・二	一	七九・二	一	七	四三	一八二	一八二
		一	七	七九・二	一	七	二三	五九	五九
		七九・二	一	七九・二	一	七	四三	一八二	一八二
		一	七	七九・二	一	七	二三	五九	五九
		七九・二	一	七九・二	一	七	四三	一八二	一八二
		一	七	七九・二	一	七	二三	五九	五九
		七九・二	一	七九・二	一	七	四三	一八二	一八二
		一	七	七九・二	一	七	二三	五九	五九
		七九・二	一	七九・二	一	七	四三	一八二	一八二
		一	七	七九・二	一	七	二三	五九	五九
		七九・二	一	七九・二	一	七	四三	一八二	一八二
		一	七	七九・二	一	七	二三	五九	五九
		七九・二	一	七九・二	一	七	四三	一八二	一八二
		一	七	七九・二	一	七	二三	五九	五九
		七九・二	一	七九・二	一	七	四三	一八二	一八二
		一	七	七九・二	一	七	二三	五九	五九
		七九・二	一	七九・二	一	七	四三	一八二	一八二
		一	七	七九・二	一	七	二三	五九	五九
		七九・二	一	七九・二	一	七	四三	一八二	一八二
		一	七	七九・二	一	七	二三	五九	五九
		七九・二	一	七九・二	一	七	四三	一八二	一八二
		一	七	七九・二	一	七	二三	五九	五九
		七九・二	一	七九・二	一	七	四三	一八二	一八二
		一	七	七九・二	一	七	二三	五九	五九
		七九・二	一	七九・二	一	七	四三	一八二	一八二
		一	七	七九・二	一	七	二三	五九	五九
		七九・二	一	七九・二	一	七	四三	一八二	一八二
		一	七	七九・二	一	七	二三	五九	五九
		七九・二	一	七九・二	一	七	四三	一八二	一八二
		一	七	七九・二	一	七	二三	五九	五九
		七九・二	一	七九・二	一	七	四三	一八二	一八二
		一	七	七九・二	一	七	二三	五九	五九
		七九・二	一	七九・二	一	七	四三	一八二	一八二
		一	七	七九・二	一	七	二三	五九	五九
		七九・二	一	七九・二	一	七	四三	一八二	一八二
		一	七	七九・二	一	七	二三	五九	五九
		七九・二	一	七九・二	一	七	四三	一八二	一八二
		一	七	七九・二	一	七</			

第十章 勞働者の家計状態

労働者の家計状態を知らんと欲して、家計調査を行つたのである。この法式は凡べて高野博士が曾て實行して其の效果を擧げられたる家計調査の方法様式に基き（金井教授在職二十五年記念最近社會政策四九九——五二九頁所載『東京に於ける二十職工家計調査』参照）家計簿式によつて、家計簿記入者を求めたのである。其の爲めに月島警察署、月島第一、第二尋常小學校々長始め職員及び工場に於ける労働者諸君の盡力により、高野博士始め嘱託等の奔走によつて、家計簿記入の有志者九十餘名を求め得たのである。而して記入期間は半箇年間、出來得べくんば一箇年間を希望したのであつて、大正七年十一月よりこの記入を乞ふたのである。然しながら該家計簿の記入は、その記入方法に甚しき煩はしさなしとするも、之れを一月、二月數月否な一箇年の長きに涉つて行はんとし、然も況んや人手薄くして且つ労働に從事する家族に之を期待するは到底至難の業たるを免れ得ない。斯くて九十有餘の記入應募者中、完全に記入を終つたものは四十であつて、しかも其の内一箇年間繼續記入を爲したる特志家は僅かに二家族に過ぎず、六月以上を記入したるものは總計十三家族となつたのである。然しながら此の一年間を繼續記入したる二家族及び六箇月以上を記入したる其他の十一家族は實に特志なる家族であつて、特に推賞に値するものありと思惟るのである。

家計簿記入四十所帶記入期間圖表

所帶 番号	大正七年		大正八年												大正九年	
	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	記入月數
1																12
2																12
3																10
4																11
5																9
6																7
7																6
8																6
9																5
10																6
11																5
12																6
13																4
14																4
15																5
16																5
17																4
18																5
19																5
20																2
21																4
22																3
23																3
24																3
25																2
26																2
27																2
28																2
29																1
30																1
31																1
32																1
33																1
34																1
35																1
36																4
37																7
38																6
39																6
40																3

記入所帶數

3 9 28 29 25 23 20 13 11 7 5 4 4

尤も記入を爲したる家族は上述の四十家計の外になほ十數を算したのであるが、其の記入に脱漏多き等不完全なる所あり遺憾ながら之を除いて右の四十家計を得、之について編整を試むることとなつたのである。而して其の四十世帯の記入期間は、之を圖表として示した如くである。

家計調査については、同時に東京全市に涉る小學校の教員の家計をも併せて調査を行ひ、この方面には比較的多數の長期間記入者を得たのである。仍てその材料を整理して、本労働者家計調査と共に、本調査の第二部報告として、精細なる結果の報告を爲さんと欲し、已にその編整に着手し今やその進行中にあるのである。故に本労働者家計調査の詳細については、その第二部報告に之を譲つて、今回の第一部報告に於ては、極めて大體の結果を報告するに止めんと欲するのである。願くはこれを諒とせられ、其の詳細の結果は之を第二部報告に俟たれんことを希望する次第である。

第一節 労働者の所帶狀態

本調査に應じて記入を完成したる四十家計の所帶狀態は、已に前章第二節の「労働者の家族形態」に詳細に論述したる如くであつて、就いて之を知られんことを欲するのである。唯だその

一、住所は 京橋區月島（佃島、新佃島及び月島）の在住者である。

二、所帶人員、所帶種類、體性別、配偶關係、年齢は已に記述したる所にて明らかなる如く、三乃至五人家族のもの最も多く、女子の占むる割合四五・七八%、其の最大部分は夫婦所帶であつて、有

配偶者と所帶主の兒女によつて其の大部分を占むるものである。年齢も所帶主は三十歳乃至四十歳、所帶主の妻は二十五歳乃至三十歳、所帶主の兒女は十歳未満のもの大部分を占め、凡べての點より見て理想的模範型の労働者家族に近きものと爲すことが出来ると信ずる。

三、職業は、

先づ所帶主の職業は左の如くである。

機械製作工場職工	二人
造船所職工	一四
海軍造兵廠職工	一
精米所職工	一
紙器製作工場職工	一

鍛冶職（自營）

所帶主の妻にして、本職業として機械工場の職工たるもの唯一人ある。而して他の三十九人は皆本職なし。之に反して副職業を有するものは十名に上り、其の凡べては和服裁縫を業とし、其の中一人は養鶏を兼ね營めるものである。

所帶主の兒女六十九人は盡く職業を有して居ない。

所帶主の父一人は造船所職工であり、第二人は機械製作工場及び造船所に勤務してゐる。而して鍛冶職を自營せる二家中、一家には從兄及び弟子二人を働かしめて居る。

第二節 収入状態

所帶主の收入、其の最も少きは一箇月平均三十圓二十七錢二厘に降り、最も多きは百四十五圓四十錢に昇つて居る。而して三十圓臺のもの六、四十圓臺のもの四、五十圓臺のもの九、六十圓臺のもの八、七十圓臺のもの六、八十圓臺のもの四、九十圓臺のものなく、百圓以上のもの三である、五十圓乃至八十圓臺のもの過半數を占めて居る。而して全世帶主の記入延月數百八十三箇月の收入總額は一萬一千六百七十六圓二十七錢であつて、一箇月の全所帶主收入は一千五百五十二圓二十錢、一所帶主の平均收入を求むれば六十三圓八十錢五厘に當るのである。

A 第七三號

所帶數	記入期間	平均月收入	收入總額
所帶主の收入三十圓乃至四十圓	六 二六 四月	三〇・七七	八六・〇〇
同 四十圓乃至五十圓	二〇 四月	四五・七八	九一・三六
同 五十圓乃至六十圓	四四 四月	五〇・三六	二三九・三四
同 六十圓乃至七十圓	六六・一一 四月	二・九九・五〇	一一五・五〇

所帶主の收入七十圓乃至八十圓	同	一百圓以上	計	四〇	三三	二二	一七	六六	七七	一、八六四・三三〇
八十圓乃至九十圓										九三八・九五〇

所帶主の妻の收入、これ有るもの十一所帶、其の收入金額の一箇月平均の最も少きは一圓六十二錢五厘であつて、最も多きは二十三圓四十九錢二厘に達し、其の間幾多の段階がある。而して此の最高のものは機械工場に勤務せる女工である。而して妻の收入ある所帶十一箇の記入期間、六十箇月に於ける總額は四百三十六圓七十二錢五厘であつて、當該所帶の一所帶一箇月平均の妻の收入は七圓二十七錢九厘に當るのである。

所帶主の兒女の收入、なし。

其れ以外の家族の收入、斯種の收入を有するもの四所帶あり、其の最少のもの一箇月平均額十六圓五十錢より最多五十一圓一錢三厘に及んで居る。而して該所帶の記入延月數十七箇月に於ける斯種收入總額六百十七圓四十六錢であつて、當該所帶の一所帶一箇月平均額三十六圓三十二錢一厘に當つてゐる。

一家の副業收入、養鷄を營む所帶一であつて、其の所帶の記入期間五箇月間に於ける收入總額三十

八圓三十錢、一月平均七圓六十六錢である。

貸間寄宿等による收入、斯種の收入あるもの九所帶、其の最も少なきものは一月平均額九十二錢より、最も多きものゝ三十四圓にまで及んで居る。而して斯種收入ある世帶の記入延月數四十七箇月中の總收入四百五十六圓二十五錢であつて、該所帶に對しては、一月平均九圓七十錢七厘に當るのである。

今右各種の收入に加ふるに、寄贈及び古物賣却等に依る雜收入を合算して、一月平均額の最も少きは三十一圓二十五錢、最も多きは百七十二圓三十九錢七厘である。而して四十所帶の收入總額（延月數百八十三箇月）は一萬三千四百四十圓八十四錢二厘であつて、一所帶一月平均は七十三圓四十四錢七厘である。其中にて最も重要な位置を占ひるものは所帶主の收入であつて、八六・八七%を占む。之に次ぐは所帶主夫妻以外の家族の收入であつて、四・五九%を示して居る。貸間寄宿等による收入三・三九%、妻の收入三・二五%、養鷄の如き副業的收入は僅かに〇・一九%を示し、雜收入は一・六一%を占めてゐる。乃ち所帶主の收入を主財源となし、他の家族、貸間食費及び妻の收入を以て副となせるを知ることが出来るのである。之を高野博士の二十職工の家計調査の結果に比するに、所帶主の收入の割合の增高せるを見るのである。これ蓋し本調査の當時月島は機械工業全盛の時期に際し、該工業労働者の收入比較的多かりしが爲めであると思はるゝ。

四十所帶收入	總額	一所帶一月平均額	收入總額百中
所帶主收入	二、六七、三七〇	六三八五	八六八一
妻の收入	四三六七三五	二三八六	三二五
夫妻以外の家族の收入	六一七、四六〇	三三七四	四五九
貸間食費の收入	四五六、三五〇	二四九三	三三五
副業的收入	三八・三〇〇	〇・三〇九	〇・二九
雜收	二一五、八三七	一・一八〇	一・六一
計	三、四四〇・八三三	三・四四七	一〇〇.〇〇

之を收入額の多寡に應じて、五十圓以下の收入のもの、五十圓乃至七十圓、七十圓乃至九十圓、九十圓以上の四段階に分ち、其の各に屬する所帶を各一團となして、收入成分の割合を算出する時は次の如くである。

A 第七五號

第一類 收入五十圓以下の所帶

所帶數 八、 記入延月數三四

所帶主收入	總額	一所帶一月平均額	收入總額百中
所帶の收入	一一・三七・三九〇	三七・三九一	八九・六七
夫妻以外の家族の收入	三一・九五〇	〇・九四〇	二・三六
貸間食費の收入	四六・〇〇〇	〇・二三六	〇・二三
副業的收入	三六・三〇〇	二・一〇四	二・一〇
雜收	七一・五三七	〇・一〇四	〇・一〇
計	一、四二七六・七七	四一・六九六	一〇〇.〇〇

A 第七六號

第二類 收入五十圓乃至七十圓の所帶

所帶數 一四、 記入延月數七一

所帶主收入	總額	一所帶一月平均額	收入總額百中
所帶の收入	四、二一〇・六九〇	五七・八九七	一七二
計	一三一・四五〇	五七・八九七	一五九

夫妻以外の家族の收入	一〇三・六五	副業的收入	一・四六〇
貸間食費の收入	一〇五・七三〇	副業的收入	一・四八九
雜收	四・四一・五三〇	計	一・三五七
計	一・三五七		一〇〇・〇〇

A 第七七號

第三類 収入七十圓乃至九十圓の所帶

所帶數二一、記入延月數四八

所 妻 の 收 入	所 妻 帶 主 收 入	總 額	一 所 帶 一 月 平 均 額	收 入 總 額 百 中
夫妻以外の家族の收入	三・四六・六〇〇	三・四六・六〇〇	四・五九四	九〇・六三
貸間食費の收入	一・三五〇〇	一・三五〇〇	二・六〇四	五・七七
副業的收入	一・三〇〇〇	一・三〇〇〇	一・六〇四	三・二七
雜收	一・三〇〇〇	一・三〇〇〇	一・六〇四	三・二七
計	三・八三四・三〇五	八・一七五六	〇・二七一	〇・三三

A 第七八號

第四類 収入九十圓以上の所帶

所帶數七、記入延月數三〇

所 妻 の 收 入	總 額	一 所 帶 一 月 平 均 額	收 入 總 額 百 中
夫妻以外の家族の收入	三・八三八・四九〇	三・八三八・四九〇	九・二八三
貸間食費の收入	六・二七・四六〇	六・二七・四六〇	二・〇九四
副業的收入	二・三三・〇〦〇	二・三三・〇〦〇	一・六一
雜收	三・五・五七〇	三・五・五七〇	一・六一
計	三・七五七・三四〇	一・五・二四五	〇・六〇〇

右の四類何れも所帶主の收入が重きを爲して居るのであるが、收入最も少しき所帶に於ては、妻の收入と副業的收入及び雑收入によつて補助せらるゝこと甚だ多きを見るのである。中位の收入段階にては所帶主の收入最も権要の位置を高め、妻の收入に俟つ所も甚だ大であるが、收入高き段階にあつては、夫妻以外の家族の收入が漸く重きを爲し居るを見るのであつて、即ち家族中に勞働能力者の生ず